

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 ぱっち網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 6隻
- (3) 船舶の総トン数 10トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 総トン数4トン未満の船舶にあつては330キロワット（70馬力）以下、総トン数4トン以上6トン未満の船舶にあつては450キロワット（90馬力）以下、総トン数6トン以上10トン未満の船舶にあつては540キロワット（120馬力）以下。ただし、動力漁船の性能の基準（昭和57年農林水産省告示第1091号）第4項の規定による農林水産大臣の特別承認を受けている船舶については、この限りでない。

（なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）附録第1（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。）
- (5) 操業区域 いすみ市太東埼灯台正東の線から旭市飯岡灯台135度（真方位による。）の線に至る間の最低水面下水深7メートル等深線から最低水面下水深15メートル等深線までの海域
- (6) 漁業時期 11月1日から12月31日まで
- (7) 漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月15日から10月14日まで